

(案)

札幌市委託業務契約約款（民活型雪堆積場管理業務）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条から第15条（省略）</p> <p>（軽油単価の変更にに基づく委託料の変更）</p> <p>第15条の2 当該業務の履行期間内に軽油単価（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第11条第1号に基づき定める単価）の改定があり、改定後の軽油単価が委託業務契約締結単価と比較して5%以上の増減があった場合においては、委託者と受託者とが協議のうえ、この軽油単価（以下、「変更予定単価」という。）の改定日以降に実施した作業を対象に委託料の変更を行うことができるものとする。この委託料の変更を行う場合は、第3項各号に示す期間の最終月にそれぞれ行うものとする。</p> <p>2 次項各号の期間中、更に軽油単価の改定があり、変更予定単価と比較して5%以上の増減があった場合も前項と同様とする。なお、変更予定単価と比較して5%以上の増減があった場合は、増減後の単価を変更予定単価と読み替える。</p> <p>3 (1) 業務着手日から1月末日まで (2) 2月1日から3月末日まで (3) 4月1日から最終支払月末日まで</p> <p>第16条から第33条（省略）</p> <p>（保険等）</p> <p>第34条 受託者は、契約履行中において第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。</p> <p>2 受託者は、この業務を受託するに当たり、第三者に対する損害賠償保険に加入し、その保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。</p>	<p>第1条から第15条（現行のとおり）</p> <p>（軽油単価の変更にに基づく委託料の変更）</p> <p>第15条の2 当該業務の履行期間内に軽油単価（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第11条第1号に基づき定める単価）の改定があり、改定後の軽油単価が委託業務契約締結単価と比較して5%以上の増減があった場合においては、委託者と受託者とが協議のうえ、この軽油単価（以下、「変更予定単価」という。）の改定日以降に実施した作業を対象に委託料の変更を行うことができるものとする。この委託料の変更を行う場合は、第3項各号に示す期間の最終月にそれぞれ行うものとする。</p> <p>2 次項各号の期間中、更に軽油単価の改定があり、変更予定単価と比較して5%以上の増減があった場合も前項と同様とする。なお、変更予定単価と比較して5%以上の増減があった場合は、増減後の単価を変更予定単価と読み替える。</p> <p>3 (1) 業務着手日から3月末日まで (2) 4月1日から最終支払月末日まで</p> <p>第16条から第33条（現行のとおり）</p> <p>（保険等）</p> <p>第34条 受託者は、契約履行中において第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。</p> <p>2 受託者は、この業務を受託するに当たり、第三者に対する損害賠償保険に加入し、その保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。</p>	<p>規定整備</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p>3 受託者は、この業務を受託するに当たり、作業用車両について自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 5 条の規定による自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下、自賠責保険等という）のほか、任意の自動車保険（以下、任意保険という）に加入し、その保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による任意保険の保険金額は、自賠責保険等の保険金額と同等額以上とする。ただし、委託者からの貸与機械については、対人賠償保険の保険金額は無制限、対物賠償保険の保険金額は 5 百万円以上とする。</p> <p>第 35 条から第 38 条 （省略）</p> <p>別表</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>3 受託者は、この業務を受託するに当たり、作業用車両について、任意の自動車保険（以下、任意保険という）に加入し、その保険証券の写しを委託者に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による任意保険の保険金額は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 5 条の規定による自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の保険金額と同等額以上とする。</p> <p>第 35 条から第 38 条 （以下、現行のとおり）</p> <p>別表</p> <p>（以下、現行のとおり）</p>	<p>規定整備</p>